

令和6年6月28日

▼タイトル 高島市長の資産等の公開について

▼概要

政治倫理の確立のための高島市長の資産等の公開に関する条例に基づく、高島市長の資産等の公開に関し、「資産等補充報告書」、「所得等報告書」および「関連会社等報告書」の閲覧を7月1日より開始します。

※閲覧に関しての注意事項

《高島市長の資産等の公開に関する規則第10条第2項および第3項》

- ・報告書の閲覧は、高島市役所政策部秘書課において、市役所の休日以外の日の午前9時から午後5時までの間です。
- ・報告書は、秘書課から持ち出すことはできません。

※その他閲覧に関する詳細事項につきましては、下記へお問い合わせください。

▼日時 令和6年7月1日（月）午前9時00分～

▼場所 高島市役所 政策部 秘書課

▼内容 高島市長の資産等の公開

▼問い合わせ先

○所 属： 政策部 秘書課

○担 当： 棟方 達郎

○電 話 番 号： 0740（25）8415

○ファックス： 0740（25）8101

高島市長の資産等の公開について

令和6年7月1日

● 資産等報告書

○ 土地	9, 221, 888円
○ 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権	なし
○ 建物	4, 826, 303円
○ 預金・貯金・金銭信託	
・預金（当座預金および普通預金を除く）	5, 100, 000円
・貯金（当座預金および普通預金を除く）	なし
・金銭信託	なし
○ 有価証券	
・株券	なし
○ 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超える場合）	
・自動車	普通自動車 1台
・船舶	なし
・航空機	なし
・美術工芸品	なし
○ ゴルフ場の利用に関する会員権	会員権 1口
○ 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く）	なし
○ 借入金（生計を一にする親族からのものを除く）	なし

● 所得等報告書

○ 総合課税	事業所得	なし
	不動産所得	なし
	利子所得	なし
	配当所得	なし
	給与所得	10, 090, 760円
	雑収入	なし
	譲渡所得	なし
	一時所得	なし
○ 分離課税	土地等の事業・雑所得	なし
	短期譲渡所得	なし
	長期譲渡所得	なし
	株式等の事業・譲渡・雑所得	なし
	上場株式等の配当所得	なし
	先物取引の事業・雑所得	なし
○ 山林所得		なし

● 関連会社等報告書

..... 該当あり（滋賀県後期高齢者医療広域連合・連合長）